

かつしかの

第119号

きょういく

葛飾区における「いじめ問題」

解決への取り組み

「緊急メッセージ」の発信について

教育委員会のいじめに対する考え方を伝えるため、7月18日に全園児・児童・生徒に配布するとともに、「広報かつしか」7月25日号に掲載し、区のホームページにも発信しました。この「緊急メッセージ」は一過性のものでなく、学校で繰り返し、先生たちから子どもたちへ伝えていくものです。子どもたちから「いじめは絶対に許されない」「困ったことがあればすぐにだれかに相談できる」ことを教えていきます。

いじめの相談体制について

教育委員会では、学校の相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを平成13年度から全中学校に、平成16年度から全小学校に配置しています。

また、子どもたちがいつでも相談できるように、4月に「いじめ相談カード」を、学期の初めごとに様々な相談機関の電話番号等をまとめた「いじめのことなど、困ったときの相談は…」を配布しています。さらに、新たな相談窓口として、8月27日に「メール相談」を開始し、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めています。（ホームページの「メールによる教育相談」からお入りください。）

葛飾区での取り組み

いじめの問題に対して、本区では、一人の先生が抱え込まないように、学校のみ対応とならないように、2ページの図1のような流れでいじめ問題解決に取り組んでいます。（2ページに続きます。）

いじめ相談カード

葛飾区教育委員会

いじめ電話相談(区の窓口)
☎5668-7603
○かけられる時間は、平日の月曜～金曜
午前9:00～午後5:00
(葛飾区立総合教育センター内)

電話相談総合受付(都の窓口)
☎5800-8008
○かけられる時間は、平日 午前9:00～午後9:00
○土曜・日曜・祝日は午前9:00～午後5:00(年末年始を除く)
○留守番電話は、午後9:00～
(東京都教育相談センター内)
*名前や住所を言わなくても相談できます。
*相談したことは秘密にします。

こどもそうだん
☎3602-1386
○かけられる時間は、月曜～土曜 午前8:30～午後5:00
(葛飾区子ども総合センター内)
メール相談: MB-SUDAN@city.katsushika.lg.jp

勇気をだして相談しよう!
相手の心の痛みをわかり、行動できる
「思いやり」と「勇気」を大切にしよう!

*いいなりにならずに、いやだといおう。
*見ぬふりをしないで、いじめられている人の
気持ちを考え行動しよう。

- 子どもたちへ
- みなさんだけれども、明るく、楽しく、元気に毎日を幸せに生活する権利をもっています。
- いじめは、いじめを受けた人も、いじめをした人も、不幸せにします。
- いじめは、人間として絶対に許されないことです。みんなで、つぎのことを考え、行動していきましょう。
- 1 いじめをする人を、絶対に許しません
 - 2 いじめを受けたときは、「助けて」と声を上げてください
 - 3 いじめを見たときには、知らん顔をしないでください
 - 4 命は、かけがえのない大切なものです。わたしたちは、あなたを全力で守ります。いじめを受けたとき、いじめを見たときには、学校や大人に教えてください。